

平成 12 年 12 月 25 日

各 部 長
運転免許センター長
各 参 事 官・参 事 殿
各 理 事 官
各 所 属 長

警 察 本 部 長

交通安全日の運用について（例規通達）

この度、交通安全日の運用について（昭和 51 年埼例規第 24 号・交企・交指・外）の全部を次のとおり改正し、平成 13 年 1 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 目的

埼玉県交通安全対策協議会の提唱する「交通安全日の実施要綱」の趣旨を踏まえ、警察が実施する広報活動、交通安全教育等を効果的に推進し、県民の交通安全に対する関心と交通モラルの高揚を図り、もって交通事故を防止することを目的とする。

2 実施日

毎月 10 日

3 実施要領

(1) 広報活動

県民の交通安全に対する関心と交通モラルの高揚を図るため、あらゆる広報媒体を活用し、交通安全に関する広報活動を推進するとともに、関係機関・団体から広報活動について協力要請があった場合は、支障のない限りこれに協力する。

(2) 交通安全教育

適正な交通方法及び交通事故防止に関する県民の理解を深めるため、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進するとともに、市町村をはじめとする各交通関係団体等と相互に連携し、地域の主体的な交通安全教育の促進を図るための必要な支援・協力を行う。

(3) 街頭活動

交通安全日には、できるだけ多数の警察官を街頭に出し、次により歩行者、自転車利用者に対する街頭指導及び運転者に対する指導取締りを推進する。

ア 歩行者、自転車利用者に対する街頭指導

市町村をはじめとする各交通関係団体等と緊密な連携をとり、歩行者、自転車利用者が多数利用する横断歩道、交差点等を中心に、朝夕の学童等の保護及び歩行者、自転車利用者に対する現場指導を徹底する。

イ 運転者に対する指導取締り

交通事故の多発時間及び多発路線において、重大事故に直結する悪質違反を重点に、効果的な指導取締りを実施する。

実施日

この例規通達は、平成 13 年 1 月 1 日から実施する。